

近江八幡商工会議所はちまん青年経営者会規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 近江八幡商工会議所は、平成23年4月15日に近江八幡市・滋賀県立大学・安土町商工会との4者間で、地域振興・環境・産業・人材育成などの分野で連携協力をするための調印を行い、自立と地域特性を生かした新しいまちづくりを進めている。

本会は、近江八幡商工会議所（以下商工会議所という）の事業を積極的に推進すると共に、若手経営者としての資質の向上・企業の発展により、商工業の総合的な改善を図り、あわせて地域の振興・発展、社会一般の福祉の増進、新しいまちづくりに取り組む組織とする。

(名称)

第2条 本会の名称は、近江八幡商工会議所 はちまん青年経営者会（以下「青経会」）とする。

(事業)

第3条 本青経会は、目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本青経会としての意見を会頭に上申するとともに、これを必要に応じて関係方面に具申し、又は建議すること。
- (2) 商工会議所等の諮問に応じて答申すること。
- (3) 商工業の振興及び社会一般の福祉に寄与する行事を開催し、又はこれらの開催に協力すること。
- (4) 地域活性化・まちづくりに関する事業・研修・研究等を行うこと。
- (5) 地域活性化・まちづくりに関するプランの作成を行うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会 員

(会員の資格)

第4条 本青経会の会員は、商工会議所の会員事業所の青年経営者又は後継者及び事業所が推薦する者で、年齢20歳以上49歳以下の者とする。

但し、入会時は47歳以下の者でなければならないものとする。

(加入)

第5条 本青経会の会員となることを希望するものは、正規会員1名の推薦を受け役員会の承認を経て所定の加入手続きにより、加入の申込をしなければならない。

(会費)

第6条 会費は、毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の金額は、総会の議決を経て別に定める。
- 3 必要に応じ、特別会費を役員会にて決定し徴収する。

(脱退)

第7条 会員は、あらかじめ本青経会に脱退する旨を通知し、脱退することができる。

2 会員は、次に掲げる理由によって脱退する。

(1) 本青経会の会員としての資格の喪失。ただし年齢制限による場合は、その年齢に達した年度の末日において脱退する。

(2) 死亡

(3) 除名

(除名)

第8条 本青経会は、次の各号の1に該当する会員を総会の議決によって除名することができる。

(1) 長期間にわたって会費の納入、その他会員としての義務を怠った会員。

(2) 本青経会の体面を傷つけ、又はその目的の遂行に反する行為を行った会員。

第3章 役員

(役員)

第9条 本青経会は、次に掲げる役員を置く。

(1) 世話人 3～11名 (うち代表世話人、副代表世話人を各1名置く)

(2) 監事 2名

(役員職務)

第10条 代表世話人は、本青経会を代表し、会務を総理する。

2 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故があるときはその職務を代行し、代表世話人が欠けたときはその職務を行う。

3 世話人は、代表世話人及び副代表世話人を補佐し、代表世話人及び副代表世話人の事故があるときはその職務を代行し、代表世話人及び副代表世話人が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、本青経会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員選任)

第11条 役員は、総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。

2 代表世話人は、世話人の互選とする。

3 副代表世話人は、会員が投票によって会員のうちから選挙する。

4 代表世話人、副代表世話人を除く役員は、会員のうちから立候補、また代表世話人及び副代表世話人による推薦によりこれを選出する。

5 前項各号の副代表世話人の選挙及び役員を選任並びに解任に関し必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 任期満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

3 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(総会)

第13条 本青経会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、代表世話人が召集する。

(総会議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、総会議決を経なければならない。

- (1) 規則の改正
- (2) 会員の除名
- (3) 役員選任及び解任
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 決算関係書類の承認

(総会議長)

第15条 総会議長は、代表世話人が務める。

(総会議事)

第16条 総会は、総会員数の2分の1以上の出席で成立し、議決することができる。

2 総会議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、当該会員が記名押印した書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行使するものは出席者とみなす。

(報告義務)

第17条 代表世話人は、総会において議決された事項のうち、特に必要と認めるものについて商工会議所会頭に報告しなければならない。

(役員会)

第18条 本青経会に役員会を置く。

2 役員会は、世話人(代表世話人及び副代表世話人を含む)をもって組織する。

3 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

4 直前代表世話人は、役員会に出席して意見を述べるができる。

5 役員会は、代表世話人が必要であると認めたとき、これを召集する。

(役員会の決議事項)

第19条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 会員の加入の諾否
- (3) 本青経会の運営に関する事項

(例会)

第20条 本青経会は、目的を達成するために、定期例会を行う。

- (1) 例会出席は会員の義務とする。
- (2) 例会の開催日時は世話人によって定める。

(準用規定)

第21条 第15条(総会の議長)、第16条(総会の議事)、第17条(報告義務)の規定は、役員会について準用する。

第5章 会 計

(事業年度)

第22条 本青経会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支)

第23条 本年度の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

附 則

1. 本規則は平成23年11月9日より施行する。
2. 本規則は平成31年4月1日より改正する(第9条 第1項)。
3. 本規則は令和3年4月1日より改正する(第9条 第1項、第10条 第2項・第3項、第11条 第2項、第18条 第2項)
4. 本規則は令和5年4月1日より改正する(第11条 第1項~第5項、第12条 第1項)
5. 本規則は令和7年4月1日より改正する(第9条 (1))

運 用 細 則

1. 目 的

本運用細則は、近江八幡商工会議所はちまん青年経営者会の運営を円滑にするとともに、容易ならしめることを目的とする。

2. 入 会

本青経会に入会を希望するものは、入会申込書に必要事項を記入し、事務局へ申込み役員会において承認する。

3. 会 費 額

本青経会の会費は、年額36,000円とし、本会の運営にあてる。

4. 会費納入方法

(1) 会費の納入方法については、原則として自動振替によるものとし前期・後期の2回に年額会費の半額を納入するものとする。

また、商工会議所会費振替口座と同様の口座とする。

前期 5月12日 ・ 後期 9月12日

(但し、12日が休日の場合は翌営業日とする。)

(2) 新規加入者の会費については、入会承認の翌月より年額を按分し、各納期に納入するものとする。

(3) 年度途中の退会については、前・後期にかかわらず返納しないものとする。

附 則

1. 本細則は平成23年11月9日より適用する。

2. 本細則は令和6年4月1日より改正する(第2条)。

諸 規 定

1. 慶弔規定

- (1) 会員が結婚したとき・・・・・・・・・・10,000円
- (2) 会員の実子が誕生したとき・・・・・・・・5,000円
- (3) 会員が死亡したとき・・・・・・・・・・10,000円と檜1対
- (4) 会員の配偶者が死亡したとき・・・・・・10,000円と檜1対
- (5) 会員の1等親内が死亡したとき・・・・10,000円と檜1対
- (6) 卒業生が死亡したとき・・・・・・・・・・弔電
- (7) その他規定に定めない事項は、役員会において決議する。

2. 旅費規定

- (1) 交通費・・・・・・・・公用による出張は、合理的な順路・費用により公共交通機関を利用した実費を支給する。
- (2) 宿泊費・・・・・・・・日程の都合上、やむを得ず宿泊を要する場合は、10,000円を限度として実費を支給する。
- (3) その他・・・・・・・・本規定に定めのない事項は、役員会において議決する。

附 則

- 1. 本規定は平成23年11月9日より適用する。